



大規模修繕かし保険

重要事項説明書

(2023年10月3日以降の申込み用)



住宅瑕疵担保責任保険法人

株式会社 ハウスジーク

保険契約の重要な事項が記載されています

この保険は、住宅瑕疵担保履行法に基づいて保険法人として指定を受けている株式会社ハウスジーメンが、共同住宅の大規模修繕工事を行う大規模修繕事業者を対象に提供するものです。

本書には、保険の内容のうち重要なものを記載していますので、印刷版の提供を受けた場合は保険契約の締結後に当社が交付する「保険証券」と一緒に保管してください。

本書は、保険の全ての内容を記載するものではありません。詳細は「約款集」で確認してください。

本書の内容に不明な点がある場合は、保険取次店や当社にお問い合わせください。

重　要

- 必ず内容を確認してください(注文者は事故発生時など必要に応じて確認してください)。
- 主な免責事由など、関係者にとって不利益な情報が記載された部分を十分にご確認ください。

大規模修繕事業者は、「保険概要説明書」を使用して、注文者に提供する保証の概要と保険の内容のうち注文者に関わる部分を説明し、「契約内容確認シート」に記名押印を取り付け、申込時に提出してください。

ご案内

- 保険の申込みをポータルサイトで受け付ける場合は、本紙をw e b上で表示して重要事項説明とします。入力フォームの確認欄にチェックを付けて、内容を確認したことを申告してください。
- 保険の申込みを郵送で受け付ける場合は、本紙の送付をもって重要事項の説明とします。申込時に内容を確認したことを申告してください。

本紙では、次の各法律の名称を略称で使用します。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律………(略称) 住宅瑕疵担保履行法

住宅の品質確保の促進等に関する法律……………(略称) 品確法

■ 瑕疵担保責任とは

2020年4月1日に施行された改正民法では、「内容の明確化」の一環として「瑕疵」という表現をやめ、請負人や売主に法律上義務付けられる「瑕疵担保責任」について、判例による解釈を明確化するかたちで「契約不適合責任」に変更しました。

一方、品確法と住宅瑕疵担保履行法では、名称の定着等を踏まえて「瑕疵担保責任」や「瑕疵担保責任保険」という表現を引き続き使用しており、対象とする責任の範囲についても変更はありません。

具体的には、同時に改正された改正品確法では「種類または品質について契約の内容に適合しない状態」として「瑕疵」を、新築住宅の供給者が負う構造耐力上主要な部分等に対する担保の責任として「瑕疵担保責任」をそれぞれ定義し、改正住宅瑕疵担保履行法でも、品確法で定義した「瑕疵」や「瑕疵担保責任」の表現を引き続き使用しています。

重 要 事 項 説 明 書

保 険 契 約 の 概 要

1. 商品の名称

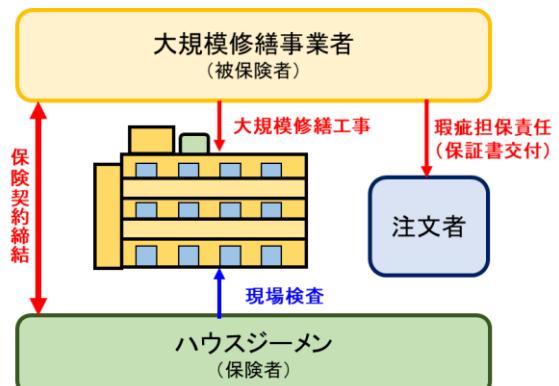
大規模修繕かし保険

(大規模修繕工事瑕疵担保責任保険の略称です)

2. 保険金の支払の対象となる範囲

(1) 保険契約の概要

この保険は、実施する大規模修繕工事の瑕疵を保証する大規模修繕事業者が加入するものです。



(2) 保険の対象となる大規模修繕工事

この保険の引受けの対象となる大規模修繕工事は、**中・大規模共同住宅の共用部を対象とする工事**です。中規模共同住宅の共用部の工事は、この保険のほかリフォームかし保険も利用できます。なお、**小規模共同住宅の共用部と大規模共同住宅の戸内工事**は、この保険でなくリフォームかし保険での引受けとなります。

大規模共同住宅	延べ床面積1000m ² 以上
中規模共同住宅	延べ床面積1000m ² 未満の共同住宅のうち、小規模共同住宅に該当しないもの
小規模共同住宅	階数が3以下で延べ床面積500m ² 未満の共同住宅

(3) この保険の対象となる共用部

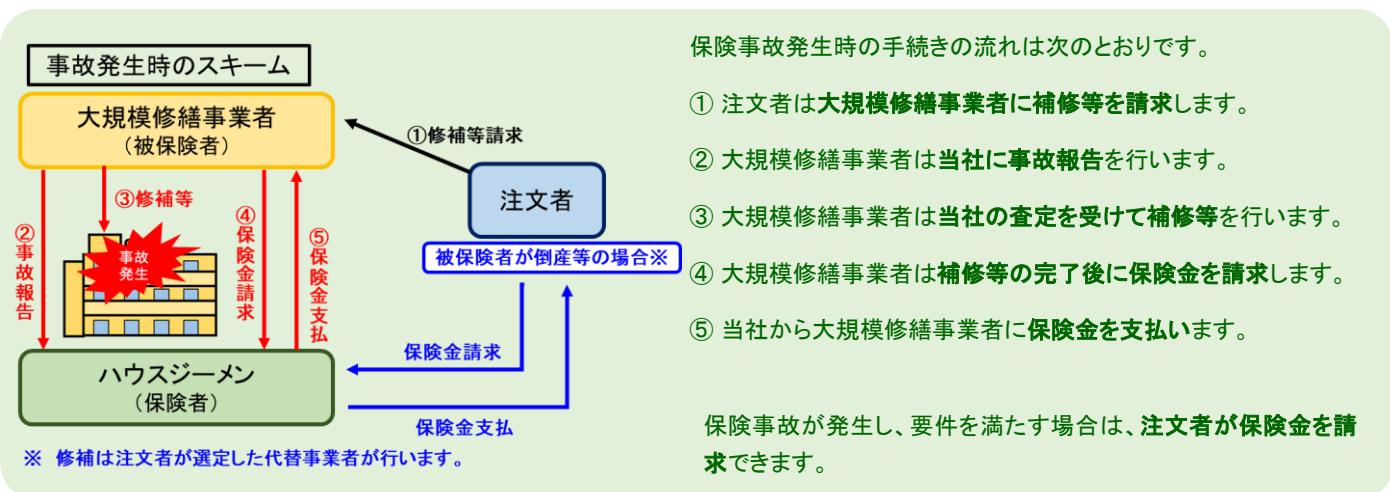
次の部分のうち工事の対象部分が保険の対象となります。外部鉄部は防錆工事を行なった場合に保険の対象となります。

構造耐力上主要な部分	基礎、基礎杭、壁、床版、屋根版といった住棟の積載荷重等を支える部分
雨水の浸入を防止する部分	屋上や外壁、その開口部の建具のほか、雨水用の排水管のうち住棟内を貫通している部分
給排水管路	住棟の敷地内に設置する給水管や給湯管、排水管等の管路 (水道事業者等が管理する部分や設備機器に関わる部分は対象外です。)
住宅設備	住棟の敷地内に設置する給排水設備、電気設備、ガス設備、消防設備、機械設備等の設備 (電気やガスの供給者が管理する設備は対象外です。)
外部鉄部	バルコニー・テラス、屋上の手すりや柵、共用階段等の鉄部

3. 保険金の支払の対象となる範囲

(1) 保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合 (保険事故)	<p>大規模修繕工事の瑕疵に起因して、工事の実施部分に次の事象が生じた場合（保険事故）に、被保険者が実施する修補等の費用を対象に保険金を支払います。ただし、外部鉄部については、防錆工事の瑕疵に起因する事象に限り保険事故として扱います。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 構造耐力上主要な部分が、基本的な耐力性能を満たさない場合○ 雨水の浸入を防止する部分が、基本的な防水性能を満たさない場合○ 給排水管路が、通常有すべき性能または機能を満たさない場合○ 住宅設備の機能が失われた場合○ 外部鉄部が、通常有すべき安全性を満たさない場合
注文者の直接請求	<p>次の場合は、大規模修繕事業者が責任を負担すべき範囲で注文者が保険金を請求できます。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 事故の発生時に大規模修繕事業者が倒産している場合○ 事故の発生後、相当の期間を経過しても大規模修繕事業者が修補等を行わない場合



(2) お支払いする保険金の範囲

直 接 修 補 費 用	材料費や労務費等の住棟を原状回復させるために直接必要となる費用
争 証 費 用	保険事故に関する紛争を解決するために行う訴訟や和解、調停、仲裁、示談に必要となる費用
権 利 保 全 費 用	被保険者が保険事故に関して第三者に有する損害賠償等の請求権を保全するための費用
調 査 費 用	事故を修補するために、事故の状況や発生部位、修補範囲、方法等を確認するための費用
仮住まい転居費用	住棟の居住者が修補期間中に仮住まいを余儀なくされた場合の、仮住まいや転居に必要となる費用

4. 免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

(1) 故意・重過失により生じた損害

次の方の故意や重大な過失によって生じた損害には保険金を支払いしません

- 被保険者である大規模修繕事業者やその下請負人
- 被保証者である注文者や区分所有者

(注) 当社の大規模修繕工事設計施工基準の重大かつ明白な違反は重大な過失として取り扱います。

(2) 外来の事由等により生じた損害

外来の事由や天変地異	洪水や台風、暴風雨、たつ巻、豪雨等の自然災害 火災や落雷、爆発等の外来の事由 地震や噴火、これらに起因する津波
地盤沈下等	土地の沈下や隆起、振動、土砂崩れ等の事象 土地造成工事の瑕疵
経年劣化等	虫食いやねずみ食い、住宅の性質による結露 住棟の自然の消耗(経年劣化)や、さび、かび、腐敗等の事象
不適切な維持管理	住棟の著しく不適正な使用や維持管理

(3) 保険の対象とならない損害

住棟以外への波及損害等	住棟以外の家財が壊したことによる損害 住棟や家財等が使用できなくなったことによる損害
設備事故による波及損害	住宅設備の事故により生じた設備以外への波及損害
設備自体の不具合	設置・更新した設備機器自体の不具合（施工瑕疵を原因とするものは除きます）

(4) 事業者が責任を負わない瑕疵に起因する損害

注文者に起因する瑕疵	不適当と指摘を受けたうえ注文者が採用した設計施工や資材の瑕疵
契約締結後の工事の瑕疵	保険契約の締結後に行われた工事の瑕疵(工事には事故の補修工事を含みます)

5. 主な特約およびその概要

保険契約に適用された特約は「**保険証券**」や「**保険付保証明書**」で確認できます。

塗装工事の瑕疵に起因する事故の担保に関する特約 (塗膜補償特約)	外壁や屋根の塗装を行う場合に、施工対象部分の塗膜の剥れや剥がれといった事象(塗膜事故)の10年間担保する特約です。なお、塗膜の色あせ(白化)とチョーキング(白亜化)はこの特約の対象となる事象には含まれません。
タイル剥落事故の担保に関する特約 (タイル剥落補償特約)	タイル工事を行う場合に、打診検査の対象となつた部分を含めて修繕の対象となつた住棟のタイルの剥落(タイル剥落事故)を10年間担保する特約です。
故意・重過失損害担保特約	通常は免責となる故意や重過失を原因とする損害や、告知義務違反を理由として保険金が支払われない損害について、注文者の直接請求の場合に限り保険金を支払う特約です。この特約は注文者が宅建業免許を持っている場合は付帯できません。
保険料等の支払に関する特約	保険料等の支払猶予を認める場合に付帯する特約です。支払期日や保険料等の支払いがされなかつた場合の取扱いを規定しています。

6. 保険期間と保険責任期間

工事完了後の現場検査の適合日から 10年間	・保険責任期間(担保期間)は、外部鉄部の事故は保険期間の開始日から 3年間 、それ以外の事故は 保険期間と同期間 です。 ・保険期間は、被保険者から現場検査の適合日以降の日付で引渡しを行ったと申告を受けた場合は、 申告された引渡日から開始 します。
---------------------------------	--

7. 保険契約の引受条件

(1) 保険金額

○ 保険期間を通じての支払限度額

次の金額のうち、保険者が申込時に選択する金額です。ただし、保険の対象となる**大規模修繕工事の請負金額が消費税適用前の金額で1億円以上の場合は、保険金額は1億円以上の金額から選択しなければなりません。**

1000万円	2000万円	3000万円	5000万円	—
1億円	2億円	3億円	4億円	5億円

○ 塗膜事故の支払限度額

塗膜補償特約を付帯する場合の塗膜事故の支払限度額は、**保険金額に応じて次のとおり**です。ただし、被保険者が特に希望する場合は、**1000万円、2000万円、3000万円、5000万円、1億円、2億円、3億円、4億円、5億円の中から、保険金額以下で異なる金額を選択**できます。

保険金額	1000万円	2000万円	3000万円以上
塗膜事故の支払限度額	1000万円	2000万円	3000万円

○ タイル剥落事故の支払限度額

タイル剥落補償特約を付帯する場合の塗膜事故の支払限度額は、**次の金額のうち、保険金額以下で被保険者が申込時に選択する金額**です。

500万円	1000万円	2000万円
--------------	---------------	---------------

○ 一事故ごとの支払限度額

次の費用については、一事故につき次の金額の範囲内で実額を限度とします。

調査費用	直接修補費用の10%（最低10万円で上限200万円）
仮住まい・転居費用	50万円/戸

○ 当社が引き受ける保険契約単位の限度額

限度額はリフォームかし保険とこの保険の合算で算出します。

被保険者ごとの限度額	同一年度に引き受けた保険契約における保険金額の合計金額の10%（最低10億円）
-------------------	--

引受契約共通限度額

同一年度に引き受けた保険契約を合算して30億円

(2) 1事故あたりの免責金額と縮小てん補割合

免責金額と縮小てん補部分は、**保険金の請求者が負担**します。注文者の直接請求の場合は縮小てん補を適用せず、**免責金額のみ適用**します。

免責金額	10万円
縮小てん補	80%

■被保険者請求の場合の支払保険金の計算方法

(保険の対象となる損害の額 - 免責金額(10万円)) × 縮小てん補(80%)
+ 調査費用 + 仮住まい転居費用

注 意 喚 起 情 報

1. 事故が発生した場合の手続き

大規模修繕事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 注文者から雨漏れ等の連絡を受けた場合は、状況を確認のうえ、当社に連絡してください。 保険事故に該当する可能性がある場合は事故報告書を提出していただきます。○ 保険事故の解決のために、当社が大規模修繕事業者に代わって注文者と交渉を行うサービスはありません。保険事故が発生した場合は自分で注文者との交渉や調整を行ってください。○ 当社の承認を受ける前に修補を行った場合は、瑕疵があることや必要な補修の内容が確認できず、保険金をお支払いできないことがあります。
注 文 者	<ul style="list-style-type: none">○ 雨漏れ等を発見した場合は速やかに大規模修繕事業者に連絡してください。大規模修繕事業者から連絡を受け、保険事故に該当する可能性がある場合は大規模修繕事業者から事故報告書の提出を受けます。○ 直接請求の要件に該当する場合は当社に連絡してください。保険事故に該当する可能性がある場合は事故報告書を提出していただきます。 この場合、補修を行う代替事業者は注文者が手配します。

2. 注文者による保険金の直接請求の取扱い

次のいずれかの場合は、**大規模修繕事業者が責任を負担すべき範囲で注文者が当社に保険金を請求**できます。この場合、争訟費用と権利保全費用は支払いの対象となりません。大規模修繕事業者が補修を行うことが原則となりますので、後者の場合は、補修を断られたからといって直ちに保険金を請求できる訳ではありませんのでご留意ください。

- 事故が発生時に大規模修繕事業者が倒産している場合
- 事故の発生後、相当の期間を経過しても大規模修繕事業者が修補等を行わない場合

3. 故意または重過失の場合における取扱い

故意・重過失損害担保特約を付帯した保険契約では、注文者による直接請求の場合に限り、**次の事由により保険金を支払われない損害(故意重過失損害)**に対しても保険金を支払います。

- 大規模修繕事業者の故意や重大な過失を原因とする損害
- 住大規模修繕事業者に告知義務違反がある場合

取扱いの注意点は次のとおりです。

- 注文者の故意・重過失を原因とする場合や、告知義務違反を知っていた場合は支払対象となります。
- お支払いする保険金は、当社が故意重過失損害に関して支払いを受ける再保険金の額が限度となります。

保険金の請求手続きにおける留意事項

- 保険事故の原因(瑕疵があること)は**請求者が究明して当社に提示する必要があります**(直接請求の場合も同様です)。保険金の支払いにあたり、瑕疵の有無や補修範囲の妥当性の確認のために当社から現地に調査員を派遣することがありますが、当社が主体となって瑕疵の有無等を確認することはありません。
- 支払対象となる直接修補費用は、**保険事故を原状回復するために直接必要となる費用**に限られます。仕様変更によるグレードアップや、被害が生じていない部分に対する予防保全的な工事のために必要となる費用は保険の対象となります。
- 直接請求の場合は、ハウスジーメンが補修業者を斡旋するサービスはありません、**注文者自身で補修を行う代替事業者を手配していただく必要があります。**

4. 個人情報の取扱い

当社の営む業務の実施やサービス（関連会社が取り扱う商品およびサービスを含む）の案内等を目的に利用します。

当社は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません。

・法令に基づく場合や、人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

- ・当社グループ会社との間で共同利用を行う場合
 - ・利用目的の達成に必要な範囲内で業務委託先や再保険引受先等に提供する場合など
- 詳細については、当社ホームページ（<https://www.house-gmen.com>）をご参照ください。
- プライバシーポリシーは右の二次元バーコードから確認いただけます。



5. 保険事故発生時の写真の利用

当社は、保険金請求手続きで取得した事故発生部位等の写真について、**事故削減を目的とした資料や、研修資料の作成等のために利用**する場合があります。この場合、関係者や住棟が第三者から特定できない方法で写真を利用します。

6. ハウスジーメン破綻時の取扱い

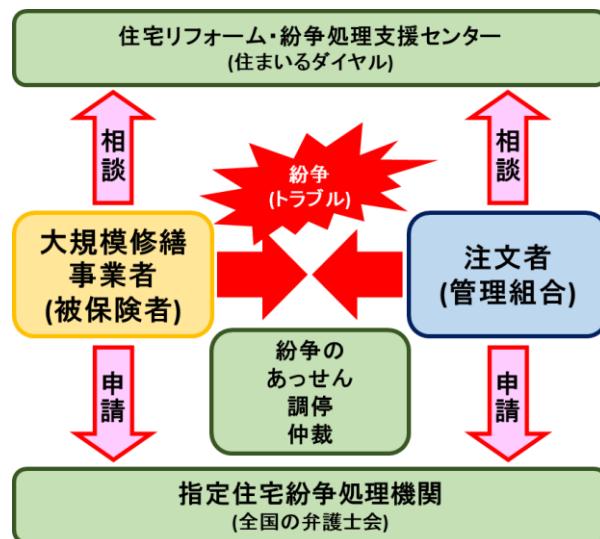
経営の破綻等により、当社が保険法人の指定を取り消された場合は、当社との間で締結した保険契約は**国土交通大臣の指定を受けた保険法人**に引き継がれます。

7. 保険証券と保険付保証明書

当社は、保険契約の締結後に**「保険証券」と「保険付保証明書」を発行**します。「保険付保証明書」は大規模修繕事業者から注文者に渡してください。これらの書類には契約内容が記載されていますので、保険期間中は破棄せず保管してください。
(web証券を選択している場合は、保険証券はポータルサイト内で保管されます)

8. 紛争処理等に関する事項

大規模修繕事業者と注文者の間で**修繕事業工事に関するトラブルが発生した場合は**、次のサービスを利用できます。



(1) 電話相談

住まいのダイヤルを利用して、一級建築士の資格を持った相談員に相談できます。通常窓口はナビダイヤルですが、保険付き住宅専用のフリーダイヤルを利用できます。

通常窓口（ナビダイヤル）

0570-016-100

受付時間 平日 10:00-17:00

(2) 専門家相談

弁護士と一級建築士に対面で相談できる事前予約制のサービスを利用できます。（相談時間は1時間で原則無料）

(3) 裁判外の紛争解決手続き

■ 大規模修繕事業者と注文者との間の紛争処理

住宅紛争審査会(指定住宅紛争処理機関)による裁判外の紛争解決手続き（ADR）を利用できます。手続きは「あせん」、「調停」、「仲裁」から選択でき、手数料は**10,000円（消費税非課税）**です。

紛争解決手続きに対する当社の対応

- ・住宅紛争審査会から意見の照会があった場合は、**意見書を提出します。**
- ・住宅紛争審査会が必要と認める場合は、利害関係人として**紛争解決手続きに参加します。**
- ・紛争解決手続きで成立した**和解の結果を尊重します。**また、当社が利害関係人として紛争解決手続きに参加した場合は、**特段の事情がない限り提示された和解案等を受け入れます。**

■ 当社との間の保険金の支払いに関する紛争処理

注文者が直接請求に対する当社の査定を受け入れられない場合は、**住宅紛争審査会に当社を相手方とする紛争解決手続きを提起**できます。手続きを利用するための手数料は上記と同様です。

紛争解決手続きに対する当社の対応

- ・特段の事情がない限り、**住宅紛争審査会から提示された和解案等を受け入れます。**

9. 保険協会審査会への審査請求

大規模修繕事業者が保険事故に対する当社の査定を受け入れられない場合は、**住宅瑕疵担保責任保険協会に審査を請求**できます。審査を請求するための要件は次のとおりで、**手数料は 50,000 円(消費税別途)**です。

- 当社に保険事故の連絡をした日から原則 2ヶ月以上経過していること
- 請求者が当社に提出した個人情報を含む情報を審査会に提供することに同意すること

住宅瑕疵担保責任保険協会 審査会窓口	03-3580-0338	受付時間 平日 9:00～17:00
--------------------	--------------	-----------------------

10. この保険契約に関する相談・苦情・連絡窓口

受付センター(お問合せ全般・保険事故の受付)	03-5408-8486	受付時間 平日 9:00～17:00
お客様相談室（相談、苦情）	03-5408-6088	
夜間休日受付窓口 (お客様相談や保険事故の一報受付)	0120-516-335	受付時間 平日 18:00～翌朝 9:00 土日祝日 24 時間

大規模修繕事業者に確認いただきたい事項

1. 告知および通知等の義務

(1) 保険契約申込時における注意事項（申込書の記載に関する注意事項）

大規模修繕事業者には、**申込時に当社に重要な事項を申し出る義務（告知義務）**があります。申込書や提出書類に事実と異なる事項を記載した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。虚偽記載が確認された場合は、当社から保険契約を解除することができます。

(2) 保険契約締結後における注意事項

大規模修繕事業者には、**申込後に次の事由が生じた場合に当社に通知する義務（通知義務）**があります。通知がない場合は、保険金を支払えないことがあります。変更により危険が増加する場合は、当社から保険契約を解除することができます。

- 補償内容の重複する保険契約を締結しようとする場合や、存在することを知った場合
- 申込書や提出書類の記載事項を変更しようとする場合や、変更が生じたことを知った場合

2. 保険料等とその支払方法

(1) 保険料等について

保険料等は**保険料と現場検査料の合計**です。保険料と現場検査料は**保険金額や工事内容に応じて**異なります。

- 保険料は非課税です。
- 現場検査料には、別途消費税が加算されます。

(2) 保険料等の支払方法

指定口座への振込みの方法で**全額を期日まで**にお支払いください。期日は**保険の申込受理月の翌月末**となり、**振込手数料は振込者が負担**します。期日までに保険料等が支払われない場合は、当社から申込みを取り消すことができます。

なお、大規模修繕事業者が当社の与信基準を満たさない場合は、**保険証券は期日に関わらず保険料等の支払後の発行**となるため、発行をお急ぎの場合は期日に関わらず、請求書受領後の速やかなお支払いをお願いしています。当社が口座振替で保険料等を支払うことを認める場合の取扱いは次のとおりです。

振替日は**申込受理月の翌々月5日**（休日の場合は翌営業日）です。事前に振替に必要な残高を用意してください。

- 振替日に振替ができなかった場合は、別途指定する期日までに振込みにより支払いいただきます。
- 口座振替に対する領収書は発行しません。

(3) 最終検査日の変更等による現場検査料の取扱いについて

最終検査日の変更等により現場検査料が変更となる場合は、**生じた差額を精算**します。

3. 保険の申込みの手続きについて

(1) 注文者への保証と保険の概要説明

「**保険概要説明書**」を使用して注文者に提供する保証の概要と保険の内容のうち注文者に関わる部分を説明してください。説明後、「**契約内容確認シート**」に注文者の記名押印をいただき、申込時に当社に提出してください。

- ・保証と保険の概要説明には、ハウスジーメンのホームページで公開している概要説明動画を利用できます。
- ・概要説明動画には、「**保険概要説明書**」右上の二次元バーコードからスマートフォン等で直接アクセスできます。

(2) 現場検査

当社は、**工事完了後(足場を敷設する場合は足場の撤去前)**に現場検査を行い、**大規模修繕工事の施工状況を確認**します。適合しない場合は保険に加入できません。現場検査では大規模修繕工事が**「大規模修繕工事設計施工基準」**に従って行われていることを確認します。

保険の対象となるその他の工事と合わせて 給排水管路や住宅設備の工事を行う場合	当該工事のうち、いずれかの工事の完了時
耐震改修工事等の 住棟の構造耐力性能に関わる工事を行う場合	当該工事のうち、最下階の工事の完了時

現場検査について

現場検査は申込者からの検査委託に基づいて行うものではなく、当社がこの保険を引き受けるために行うもので、**その結果は当社に帰属**します。そのほか、現場検査の留意点は以下のとおりです。

- 現場検査は、**大規模修繕工事の施工部分に顕在化している問題がないか確認**すること目的とするものです。検査に適合したことをもって、瑕疵がないことや施工品質を保証するものではありません。
- **現場検査は抜き取り検査**です。施工部分の全数を確認するものではありません。
- 現場検査では、**安全に移動できる場所から目視や計測ができる範囲**で確認を行います。足場や屋上のうち危険と判断されるような場所からの確認は行いません。
- 現場検査の実施には**申込者の立会が必要**です。立会者不在で実施することはできません。

(3) 保険証券の発行

○ 保険証券の発行

当社は**(2)の現場検査への適合後に「保険証券」を発行**します。大規模修繕事業者が与信基準を満たさない場合は、支払期日に関わらず「保険証券」は保険料等の支払後の発行となるため、保険証券の発行をお急ぎの場合は、支払期日に関わらず、請求書受領後の速やかな支払いをお願いします。

○ 注文者への保険付保証明書の交付

「保険証券」と合わせて**「保険付保証明書」を発行**しますので、**大規模修繕事業者から注文者に提供**してください。

○ w e b 証券の取扱い

保険証券を「w e b 発行」としている場合は、「**保険証券**」と「**保険付保証明書**」は**w e b 証券**としてポータルサイト上で**発行**します。住宅事業者は**保険期間中いつでもポータルサイトから保険証券を閲覧**できます。「**保険付保証明書**」は次の**いずれかの形式で住宅所有者に提供**してください

- ◆ ポータルサイトから印刷した書面
- ◆ ダウンロードした電子ファイル(PDF)

4. その他

(1) 当社による申込みの取消し

次の場合は、当社から保険の申込みを取り消すことができます。この場合、保険料と未実施の現場検査料を返戻します。この際所定の事務手数料を申し受けます。

保険料の支払いがされない場合	保険料が支払期日までに支払われず、猶予期限を過ぎても支払いがされない場合
現場検査に適合しない場合	申込みから 18 ヶ月が経過しても現場検査に適合しない場合

(2) 保険証券発行後の条件変更

事前に注文者の同意を得ないで条件の変更や解約をすることはできません。

(3) 保険契約の無効について

この保険契約は、法律上無効となる場合のほか、保険契約の締結に関して詐欺等の行為があった場合は無効となります。保険契約の無効が当社の帰責によらない場合は保険料のうち次の金額を返戻します。ただし、大規模修繕事業者の詐欺による無効の場合は、保険料は返戻しません。

保険料から事務手数料を差し引いた金額のうち、当社が無効の事実を知った日以降の期間（1年単位）に対応する金額

(4) 満期返戻金・契約者配当金

この保険契約には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

(5) クーリングオフ(契約申込みの撤回)

この保険は事業のための保険であり、クーリングオフ（契約申込みの撤回）の対象とはなりません。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

住宅金融支援機構 適合証明検査機関

〒105-0003

東京都港区西新橋 3-7-1 ランディック第2新橋ビル

©2023 株式会社ハウスジーメン